

# 消費者裁判手続特例法 (3)

## —第2段階の手続 消費者の参加方法と事業者求められる対応

弁護士 伊吹 健人

### 第1 はじめに

新しい集団的消費者被害回復制度では、第1段階の共通義務確認訴訟で原告である特定適格消費者団体が勝訴するなどして被告事業者の共通義務の存在が確認されると、第2段階の手続に進む<sup>1</sup>。

この第2段階の手続では、実際に消費者が参加し、その被害を救済することになる。第2段階の手続は、簡易確定手続申立団体(共通義務確認訴訟の原告であった特定適格消費者団体)による申立て→裁判所による簡易確定手続開始決定→対象消費者への情報提供→個別消費者による団体への授権→団体による債権届出→相手方事業者による認否→(否認の場合)団体による認否を争う旨の申出→(争う場合)裁判所による決定手続(債権の確定)→不服のある当事者による異議の申立て→通常訴訟(異議後の訴訟)という流れを経る。

本稿では、この第2段階の手続において、消費者がどのようにして手続に参加すればよいのか、消費者に何か負担はあるのか、また、事業者としては、第1段階で共通義務が認められた場合に、第2段階の手続ではどのような対応が求められるのかを解説する。

なお、以下では、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律を「法」、同法施行規則を「施行規則」、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則を「最高裁規則」と略称する。

### 第2 簡易確定手続

#### 1 消費者に対する情報提供

##### Q1

消費者としては、自分が救済の対象となる訴訟がされていることをどうやって知ればよいのでしょうか。

##### A1

消費者への情報提供として、法が準備しているものは、①裁判所による官報公告、②簡易確定手続申立団体による個別の通知や公告、③相手方事業者による情報の公表です。

### 解説

#### (1) 裁判所による官報公告

裁判所は、簡易確定手続開始決定をしたときは、直ちに、開始決定の主文や対象債権・対象消費者の範囲、簡易確定手続申立団体の名称・住所、届出期間および認否期間を、官報に掲載して公告しなければならないものとされている(法22条1項)。

#### (2) 簡易確定手続申立団体による通知・公告

##### ア 通知

簡易確定手続申立団体にとって「知っている対象消費者」(氏名のほか、住所または電子メールアドレスなどの連絡先が判明している者<sup>2</sup>)であれば、個別に書面の郵送や電子メール(施行規則2条)で、手続の概要や事案の内容、対象範囲、団体の名称や住所、連絡先、団体に支払う報酬や費用などの通知を受けることができる(法25条1項、施行規則3条1項)。

団体は、対象債権届出期間の末日の1月前までに通知をしなければならないこととされており、対象消費者が授権手続等をするための一定の時間的余裕を与えられている。

なお、相手方事業者について破産手続が開始し、簡易確定手続による対象消費者が無意味になったような場合等のように「正当な理由」があれば、通知がなされない場合がある。

##### イ 公告

対象消費者の被害救済を図るために、より広く手続の存在等を一般に知らせる方法として、団体が公告をすべきこととされている(法26条1項)。

公告の方法について、法において「相当な方法」としか定められていないが、①テレビや新聞による広告、②インターネット広告や団体のウェブサイトへの掲載、③掲示(例えば、予備校の授業料等の過剰徴収の事例で、当該予備校の掲示場所に掲示すること。)などが考えられる<sup>3</sup>。

#### (3) 相手方事業者による情報の公表

相手方事業者は、対象消費者に対する情報提供を通常最も行きやすい立場にあるといえることから、団体の求めがあるときは、遅滞なく一定の情報(官報公告事項)を公表しなければならないこととされている(法27条)。

公表の方法は、①「インターネットの利用、営業所その他の場所において公衆に見やすいように掲示する方法」として、自社のウェブサイトに掲載することや店舗に掲示すること、②「その他これらに類

する方法」として、例えば、予備校が相手方で受講生が対象消費者である場合に、授業用の配布物を置く場所に文書を置くことなどが想定されている<sup>4</sup>。

## Q2

情報提供に関して、情報の公表以外に事業者が求められる対応はありますか。

## A2

団体からの求めに応じて、対象消費者の氏名・住所・連絡先に係る文書（電磁的記録を含みます。）を開示する義務を負い、開示しない場合には裁判所が情報開示命令を発することがあり、同命令に違反した場合には制裁が設けられています。

### 解説

#### (1) 情報開示義務（法28条）

開示義務を負うのは、簡易確定手続の相手方である（法28条1項本文）。顧客管理等を第三者に委託しているような場合でも、委託先から文書を取り寄せて自ら開示するか、委託先に団体に対する開示を指示することが求められるものと考えられている<sup>5</sup>。

開示先は、簡易確定手続申立団体である（同項本文）。

開示義務の対象は、対象消費者の氏名・住所・連絡先（電話番号、FAX番号、電子メールアドレス（施行規則4条。））が記載された文書（電磁的記録を含む。）である。開示義務の対象情報から「対象消費者でないことが明らかである者」を除くとされていることからすると（法28条2項後段括弧書）、対象消費者に含まれることは確実ではないが、その可能性のある者の情報も開示対象となるものと考えられる<sup>6</sup>。

開示の方法は、文書の写しの交付である（法28条2項前段。電磁的記録については、FAX送信や電子メール送信、記録媒体の交付による方法も認められている（施行規則5条。））。当該文書等が開示情報以外のものを含むときは、その部分を除いて開示することができること定められており（同項後段）、対象消費者の氏名・住所・連絡先以外の記載部分を黒塗りにすることなどが想定されているが、相手方事業者の負担を考慮して、除外する義務までは認められていない<sup>7</sup>。

開示義務の例外は、「相手方が開示すべき文書の範囲を特定するために不相当な費用又は時間を要するとき」であり（法28条1項但書）、開示対象情報が多くの文書に散在しているため、その照合などの作

業に過大な時間や費用を要する場合などであるとされている<sup>8</sup>。

#### (2) 情報開示命令（法29条）

情報開示命令の要件は、①相手方事業者の情報開示義務があること、②届出期間中に団体による申立てがされていることである（法29条1項）。

適法に申立てがなされた場合、裁判所は、相手方事業者の審尋を行った上で（同条4項）、決定をする。

決定に対して不服がある場合には、即時抗告をすることができる（同条5項）。

情報開示命令が発せられた場合、相手方事業者が正当な理由なくこれに従わない場合には、裁判所において30万円以下の過料に処することとされている（同条7項）。ここでいう「正当な理由」としては、決定後に火災などの不可抗力によって対象文書が消失したような限られた場合と解されている<sup>9</sup>。なお、相手方事業者において情報開示命令が出される前に文書を破棄したような場合には、文書の不存在により情報開示義務はないものと考えられるものの、不法行為責任を負うとする見解<sup>10</sup>、民事訴訟法224条2項の趣旨が及び過料の対象となるとする見解<sup>11</sup>がある。

## 2 対象債権の届出

### Q3

対象となる消費者が、救済を求めるためには、具体的にどうしたらいいのですか。また、消費者が費用を負担することはありますか。

### A3

簡易確定手続申立団体との間で授權契約を結び、団体が債権届出をすることで手続に参加できます。団体との契約内容によって、団体への報酬や手続費用を消費者が負担する場合があります。

### 解説

簡易確定手続は団体が当事者となるので、対象消費者は団体に授權する必要がある（法31条1項）。団体は、やむを得ない理由があるときを除いては授權契約の締結を拒絶できないとされているし（33条1項）、消費者は授權後も自由に取り消すことができる（法31条6項）。

消費者による団体への報酬や費用の負担についても、その授權契約の中で定められる。なお、現段階では、消費者が負担する報酬や費用は、回収額の50%までとする考え方が示されている<sup>12</sup>。

### 第3 異議後の訴訟

#### Q4

対象消費者になると思って授権しましたが、対象債権は存在しないとの決定が出されました。決定に不服があるのですが、どうしたらいいですか。

#### A4

裁判所に対して異議を申し立て、訴訟手続の中で権利を主張することができます。

#### 解説

簡易確定決定に対しては、債権届出団体及び相手方事業者、そして、届出消費者が異議を申し立てることが認められている(法46条1項、2項)。そのため、届出消費者としては、団体に授権して団体から異議を申し立ててもらうか、自ら異議を申し立てることができる。

異議を申し立てた場合、債権届出の時に訴えを提起したものとみなされる(法52条1項)。

異議後の訴訟は、一部の特則(法54条など)を除いては、基本的に通常の民事訴訟と同様の手続となる。

- 1 同制度や関連規則の概要については、野々山宏「新しい消費者訴訟制度の概要と課題」(御池ライブラリー 39号40頁、2014年)、同「集団的消費者被害のための新しい2段階訴訟制度に関する最高裁規則の制定」(御池ライブラリー 42号39頁、2015年)を参照。
- 2 消費者庁消費者制度課『一問一答消費者裁判手続特例法』69頁(商事法務、2014年)
- 3 山本和彦『解説消費者裁判手続特例法』192頁(弘文堂、2015年)
- 4 前掲一問一答74頁
- 5 前掲一問一答79頁
- 6 前掲山本197頁。なお、相手方事業者が、ここで開示した対象者についても、事後的にその者が対象消費者に含まれない旨主張することは妨げられないとする見解として、前掲一問一答78頁。
- 7 前掲一問一答75頁
- 8 前掲一問一答76頁。なお、この場合も、一部の文書についてそれほど時間を要せずに開示できる場合にはその範囲で開示すべきとする見解として、前掲山本198頁。
- 9 前掲一問一答77頁
- 10 前掲一問一答81頁
- 11 前掲山本202頁
- 12 消費者庁『特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン』([http://www.caa.go.jp/planning/pdf/130628\\_guideline\\_140224.pdf](http://www.caa.go.jp/planning/pdf/130628_guideline_140224.pdf))16頁

#### 参考文献

本文中に引用したもののほか、以下の文献。

- ・笠井正俊「消費者裁判手続特例法に基づく請求・審理・裁判等に関する手続上の諸問題」千葉恵美子ほか編『集団的消費者利益の実現と法の役割』362頁(商事法務、2014年)
- ・柴田啓介『消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則の概要』(現代消費者法29号62頁、2015年)
- ・柴田啓介『民事訴訟規則の一部を改正する規則および消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則の概要』(金融法務事情2032号40頁、2015年)

- ・山本和彦ほか『消費者裁判手続特例法の実務対応(上)』(NBL1064号4頁、2016年)、同『消費者裁判手続特例法の実務対応(下)』(NBL1066号14頁、2016年)